

太陽光発電事業の制度概要及び今後の見込み

1 長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）

国は、再生可能エネルギーの割合について、現在の15%から、2030年度には22～24%程度を目指しており、うち、太陽光の割合は7%程度



出典：「再生可能エネルギーの現状と本年度の調達価格等算定委員会について：経済産業省作成」

2 固定価格買取制度（FIT）

事業者（国が認定）が発電した再生可能エネルギー電気について、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度

- (1) 対象
太陽光，風力，地熱，水力，バイオマス
- (2) 開始時期
平成24年7月から
- (3) 太陽光発電の買取価格

ア 10kW 未満（買取期間は10年間）

1kWh あたり単価

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
出力制御対応機器設置義務 なし	42円	38円	37円	33円	31円	28円	26円	24円
あり	42円	38円	37円	35円	33円	30円	28円	26円

現在、北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の各電力会社の需給制御に係る区域において、機器の設置の義務あり。

イ 10kW 以上（買取期間は20年間）

1kWh あたり単価

H24	H25	H26	H27		H28	H29	
40円 + 税	36円 + 税	32円 + 税	~6/30	7/1~	24円 + 税	2,000kW 未満	2,000kW 以上
			29円 + 税	27円 + 税		21円 + 税	入札

3 太陽光発電施設の設備認定等の状況（平成29年3月末時点）

本県は、認定容量・導入容量とも全国第1位

（単位：kWh）

		太陽光			導入割合 B/A
		10kw 未満	10kw 以上	合計	
全国	認定(A)	5,492,721	79,047,315	84,540,036	39.6%
	導入済(B)	4,745,467	28,753,291	33,498,758	
茨城県	認定(A)	204,814	5,171,907	5,376,720	38.0%
	導入済(B)	175,613	1,871,221	2,046,834	

出典「都道府県別認定導入量より：経済産業省作成」

太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

生活環境部環境政策課

1 背景

(1) 太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買取制度(H24.7月)の開始以降,太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が全国的に拡大
- ・本県の導入量は205万kWで全国第1位(H29.3月現在)



(2) 事業者と地域とのトラブルの増加

- ・施設の設置・運営に関する法令等がないため、景観や自然環境への影響,安全に対する不安等から,事業者と地域住民との間でトラブルとなる事案が発生。

2 目的

太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が,本ガイドラインに基づき,市町村や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理

地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施



3 対象

- (1)出力50kW以上の事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)
- (2)実質的に同一の事業者が,同時期又は近接した時期に,実質的に一つと認められる場所で,複数の発電施設に分割して設置し,合算した出力が50kW以上となる施設(分割案件)も対象

4 ガイドラインで定める主な事項

(1) 計画段階

ア 設置するのに適当でないエリア

- ・法令上開発行為が厳しく制限されている区域や,生活環境,景観,防災等の観点から,太陽光発電施設が設置されることにより,甚大な影響が想定される地域(自然公園特別地域,保安林,土砂災害警戒区域等)

イ 施設の適正な設置

- ・市町村との事前協議(事業概要書の提出,進め方等の事前協議)
- ・地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)

ウ 施工に当たって配慮すべき事項

- ・生活環境:騒音対策,反射光対策,緩衝帯の設置等
- ・景観:フェンス,植栽等による対策,山並みや眺望の対策等
- ・防災・安全:盛土・切土面の保護,土砂崩れ対策,雨水・排水対策等
- ・緊急連絡先の表示



(2) 施設設置後の適正な維持管理等

ア 適正な維持管理(施設の保守点検,緊急連絡先の表示,災害発生時の対応等)

イ 撤去・廃棄(撤去・廃棄に係る計画の検討)

既に工事着手・発電開始している事業者にもガイドラインの対応を依頼

10kW以上50kW未満の施設でも施設の施工や管理についてガイドラインの対応を依頼

市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合,市町村の条例等を適用

【参考】事業概要書等の提出状況(平成28年10月から平成29年11月末時点)

名称	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
県ガイドライン	49	31	35	21	22	24	18	23	45	31	16	33	35	23	406
独自条例等	4	13	4	3	4	8	4	9	9	5	9	10	8	6	96